

瀬戸市告示第 1 4 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定代理納付者を次のとおり指定したので、瀬戸市会計規則（昭和 2 9 年瀬戸市規則第 4 号）第 7 条の 3 第 2 項の規定により告示する。

令和 2 年 9 月 1 日

瀬戸市長 伊藤保徳

1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 三菱UFJニコス株式会社

東京都文京区本郷三丁目 3 3 番 5 号

(2) 株式会社名古屋カード

名古屋市中区上前津二丁目 4 番 5 号 名銀上前津ビル

(3) 株式会社トラストバンク

東京都目黒区青葉台三丁目 6 番 2 8 号

(4) 楽天株式会社

東京都世田谷区玉川一丁目 1 4 番 1 号 楽天クリムゾンハウス

(5) 株式会社メルカリ

東京都港区六本木六丁目 1 0 番 1 号 六本木ヒルズ森タワー

(6) 株式会社メルペイ

東京都港区六本木六丁目 1 0 番 1 号 六本木ヒルズ森タワー

2 指定代理者に納付させる歳入

寄附金